

患-1(参考1)
3 . 1 . 2 1

患	-	6
2 . 5 . 2 1		

小児におけるがん遺伝子パネル検査後の患者申出療養に係る対応について

1. 現状

- 患者申出療養「マルチプレックス遺伝子パネル検査による遺伝子プロファイリングに基づく分子標的治療」については、がん遺伝子パネル検査後に既承認薬として流通している分子標的薬の適応外使用を希望するも、該当する臨床試験等がなく治療が受けられない患者からの申出に迅速に対応するため、複数のがん種や遺伝子異常に対応可能な療養として令和元年10月1日より適用開始となったところ。
- 令和2年2月13日開催の第20回患者申出療養評価会議において、現在実施中の患者申出療養の実施計画では対象外となる小児患者からの申出について、申出から治療開始までの期間を短縮する観点から、実施計画の変更について、申請医療機関である国立がん研究センター中央病院に予め検討を依頼することとした。

2. 医療機関からの回答について

- 今回、国立がん研究センター中央病院より、実施計画の変更の検討についての回答が提出された。

3. 今後の対応について

- 国立がん研究センター中央病院から回答された当該療養の実施計画の変更について、あらかじめ行うこととしてはどうか。
- なお、実施計画が変更された際には、その適切性・妥当性について、本会議でご審議いただくこととなる。

患者申出療養評価会議事務局からの確認事項に対する回答

患者申出療養技術名： マルチプレックス遺伝子パネル検査による遺伝子プロファイリングに基づく分子標的治療

令和2年5月14日

所属・氏名： 国立がん研究センター中央病院・山本 昇

1. 現在実施中の患者申出療養の実施計画では対象外の小児患者からの申出について、実施計画の変更が可能か、またどのように変更が可能か説明してください。

【回答】

- ・ 本患者申出療養の対象となる分子標的治療薬は、投与対象となる疾患では薬事承認がない適応外薬を対象としております。そのため、対象患者に対する有効性及び安全性に関するデータが不十分であることから、用法および用量については、添付文書に従った投与方法で行うこととしております。
- ・ 適格規準の年齢を、小児に引き下げる場合についても、対象患者の安全性の担保のため、当該投与方法に関する規定は残し、原則小児に対する用法および用量が存在する適応外薬を対象とすることといたします。
- ・ 一方で、本邦の薬事承認上は小児に対する用法および用量が存在しない医薬品についても、海外における小児データ等をもとに小児に対する用法および用量を個別に定めることで本療養の対象とすることについて、医薬品提供製薬企業との合意が得られた場合には検討いたします。タイムラグを防ぐため、現時点での採用薬に関するデータを各企業と検証し、今後新たに追加される薬剤については追加する時点で小児データの有無を確認し、医薬品提供製薬企業と用法および用量の検討を開始することといたします。
- ・ このような形で、研究計画を変更することは可能です。

以上